

官省院府縣

八十四號連旅費定則第九章左ノ通改正候

太政大臣三條實美

二日 府 縣 沖繩札幌根室  
候條爲心此旨相達候事

二日 陸軍卿西郷從道  
成候附テハ甲軍管現役中ノ諸兵コソテ  
屬スル者取扱方左之通可相心得此旨相

一日 陸軍卿西郷從道  
越後佐渡兩國ヨリ十九年十六年徵集セ  
屯在ノ者四百三十四名及同高崎屯在ノ

七月ヨリ至リ第二軍管へ編入シ其餘ノ者  
一軍管ニ據置キ豫備役ニ移ルトキ第二

年十六年徵集セシ步兵ハ現役滿期マテ  
豫備役ニ移ルトキ第三軍管ニ編入スヘ

伊勢志摩及紀伊(南北半婁郡)ヨリ十五  
步兵ノ内大津伏水屯在ノ者四百八十四

第三軍管ニ編入シ其餘ノ者ハ現役滿  
據置キ豫備役ニ移ルトキ第三軍管ニ編

年十六年徵集セシ步兵コソテ大坂姫路  
役滿期マテ第四軍管ニ據置キ豫備役ニ

編入スヘ  
補欠トシテ十五年十六年第四軍管ニ

十三名ハ本年七月ヨリ至リ第五軍管ニ返  
ノ者ハ現役滿期マテ第四軍管ニ據置キ

第五軍管ニ編入スヘ  
病卒ハ總テ現役滿期マテ甲軍管ニ據置

キ乙軍管ニ編入スヘ  
五號 海軍一般  
第八十號連掌砲證狀規則第五條へ左ノ

十日 海軍卿川村純義  
風スル徽章ハ宣告スル應ニ於テ引上ケ

二日 警視總監大迫貞清  
場ニ入レ重禁錮ニ準シテ服役セシム

第三條 懲罰ノ期限ハ官渡ノ日ヨリ起算シ放免ノ日ハ期限  
ニ算入セス其一月ト稱スルハ三十日ヲ以テシ一年ト稱スル  
ハ曆ニ從フ但他弊ト俱發シ處刑セラレタル時ハ懲罰執行ノ  
日ヨリ起算ス  
第四條 懲罰人悔悟改改ノ狀アル時ハ其犯由及ヒ檢改ノ情  
狀等ヲ詳具シ内務卿ノ允可ヲ得テ減免スルコトアルコト

叙任

○明治十七年一月廿一日  
任司法權大書記官 司法少書記官從六位 杉山 孝敏  
任判事 檢事 正七位 宮城 浩藏  
任判事 檢事 從六位 岡本 豊章

時事新報

左ノ一編ハ在英國倫敦ノ友人某氏ガ本年一月四日附テ  
以テ本社ニ通信シタル書中ノ一節ナリ其論說スル所曰  
下歐洲列國ノ形勢ヲ學ブニ屈竟ノモノト信スルガ故ニ  
コレヲ抜抄シテ本日ノ社説ニ代フ 時事新報記者

明治十七年首歐洲列國ノ形勢

(前略)此兩三日ノ歳末トカ新年トカ恰モ新舊交代ノ境目ナ  
レバ政治又商賣世界トモ暫ラク其運動ノ歩ヲ止メテ休息ス  
ル者ノ如シ勿論倫敦ニテハ一月一日ヲ以テ定例ノ休日トス  
ルコトアラズ諸會社諸銀行ノ如キ元旦ノ早朝ヨリ店ヲ開テ各  
自ノ業ヲ營メ尙ホ舊ヲ送リ新ヲ迎ヘ聊カ賀意ヲ表スルノ  
風ハ免レズ自カラ半休暇ノ姿ナリキレバ翌日ヨリハ全社會  
ノ競争ト外交ノ紛錯トヲ視ルニ難シ此日又ケハ如何ニ  
モ天下太平ニシテ世間ノ紛擾ヲ聞クコトナシ其狀ヲ形容スレ  
バ恰モ羣鬼ノ樂園ニ畫寢スルガ如シ此羣鬼タルヤ決テ今日  
日ノ如ク永遠畫寢スルモノニアラズ其一旦寤ムルニ當テ  
依然タル惡鬼コソテ或ハ人ヲ撃テ其肉ヲ喰ヒ或ハ魔ハテ修  
メテ人類ニ禍ヲ降スコトモアルベシ歐洲ノ諸新聞紙ハ則チ  
此惡鬼ヲ代表スルモノナリ年々歳々互ニ其非ヲ擧グ互ニ攻  
撃シテ止ム時ナク競争ノ始マルモ新聞紙ニ依リ其競争ヲ和  
解スルモ亦新聞紙ノ力ニアリ其狀惡魔ノ禍福ヲ人類ニ降マ  
スト一般ナリサレモ今日ハ此諸新聞紙モ一時攻守ノ戈ヲ藏  
メテ已ニ過ぎ去リタル千八百八十三年ノ經歷ヲ回顧シテ天  
下ノ全勢ヲ測量スル者ノ如シ當英國ノ諸新聞紙ハ勿論大陸  
諸國ノ新聞紙モ各其社説ニハ前年ノ全勢ヲ論シテ各其國ノ  
進歩ナドヲ測定シ又他ニ顧ミル所ナシ但其社説ニ表ハレタ  
ル歐洲一般ノ輿論チ一々細カニ報道スルガ如キハ迪モ出來  
ガク且餘リ有益ノ事トモ思ハザレバ今唯其一斑ヲ報道シ  
テ之ニ満足スベシ却說昨八十二年歐洲ノ大勢ハ先ツ之ヲ太  
平ト云フベシ魯西亞日耳曼ノ間ニ人種論アリ何トナク兩國  
ノ交際上毎ニ軋轢アル者ノ如クナリシモ「ビスマルク」公ノ  
老手稍此際隙ヲ彌縫シテ今日ニ至テハ魯日ノ間却テ親交ノ  
密約アリナドノ風説アリ又壤地利ノ其利害ヲ日耳曼ト同ウ  
シテ密ニ攻守相助シルノ約アルハ世人ノ既ニ知ル所ナリ伊  
太利西班牙兩國ノ如ク近頃日耳曼ノ皇太子ガ此兩國ニ周旋  
シテ交際ヲ修ムルハ其兩國ノ利益ニハ甚大ナル影響ヲ與ル

雜報

アルモノ、如シ斯クノ如ク日耳曼ハ大陸諸大國ノ中心ニ  
テ國權ノ鈞合ヲ調和スル者ナリ故ニ「ビスマルク」公ノ政略  
能ク之ヲ調和スル限リハ諸大國ノ交際モ穩カニシテ復タ戰  
亂等ノ患ナカハベシ然ルニ其中間ニ挾マル佛國ハ目下孤立  
ノ姿ニシテ誰アリテ之ガ勢援ヲナス者ナク其狀恰モ歐羅巴  
洲中ノ厄介者ニシテ其舉動ヲ厭忌セザル者ナシ佛ハ亦自カ  
ラ其孤立ナルコトヲ覺ヘ何トナク人必穩カナラズ歐洲中其體  
積ヲ洩ラスノ方便ナキ故ニ「ボナパルト」今日ノ外交政略ニ出デシ  
者ナリト思ハル過砂西班牙王ガ巴比倫ニ若輩ノ際府民ガ群集  
シテ全王ヲ嘲罵セシ以來歐洲全國其卑怯ノ振舞ヲ惡シ自然  
佛人ヲ排斥厭惡スルノ勢ナレバ佛人ハ益鬱悶シテ愈狂暴ヲ  
逞ウスル者ナリ佛國ノ諸新聞紙ノ如キ其積氣過激亂暴ニシ  
テ右ヲ擊テ左ヲ攻メ恰モ狂犬ノ利人中ニ狂フガ如シ故ニ過  
般モ或ル巴里新聞ガ日耳曼ノ政略ヲ大ニ誹毀シテ「ビスマ  
ルク」公ヲ譏謗セシ時日耳曼ノ或ル新聞紙「ビスマルク」公ノ機  
關)ガ之ニ答テ曰ク佛人ガ其國內ニ在テ何程亂暴ヲ働クモ  
其意ニ一任スベシ決シテ他ヨリ關涉ス可ラズ會ニ關涉ス可  
ラザルノミナラズ其亂暴ノ爲メニ佛國共和政府ノ瓦解スル  
ハ却テ天下ノ爲メニ祝スベキナレバ謂レナク他國ノ政略ヲ  
誹毀シ又之ヲ譏謗スルニ於テハ決シテ默々ニ付スベカラズ  
勿論我ヨリ進ブ事ヲ好ムニハアラザレバ彼レ餘リニ驕傲ナ  
レバ天下ノ爲メ又我國ノ爲メ之ヲ懲サザルベカラズ日耳曼  
ノ兵力ハ天下ニ冠タリ所望トアラバ何ハコトモ相手致スベ  
シ云々ト是ニ由テ巴里新聞モ聊カ其氣勢ヲ挫カレ其後ハ日  
耳曼ニ對シテ餘リ過激ノ論說ヲ述ブルコトナシ「ビスマルク」  
モ亦一世ノ豪傑ナル哉抑ノ如キ次第ナルガ故ニ公ノ存生中  
ハ差シタル事變モナカルベシト雖モ此豪傑ガ一朝死去スル  
カ又ハ重傷ニ罹カル時ハ忽チ歐洲ノ一大爭乱ヲ生ズベシ  
ナドノ風説アリ英國ハ古來大陸ノ政略ニ關シテザルノ風ナ  
レバ所謂高見ノ見物ナレバ一旦事アルニ於テハ其國ノ利害  
ニ關スル所鮮少ナラザレバ類リニ佛人ノ鬱悶ヲ慰諭シテ降  
心セシメントスル者ノ如シ蓋シ英國ハ東洋諸國ヲ以テ其富  
源トスル者ナレバ此度東京事件ニ付テモ佛國政府ニ迫テ其  
非舉ヲ責ムベキ筈ナレバ左ハナクシテ之ヲ傍觀スルハ何ゾ  
ヤ公然其非舉ヲ責ムル時ハ忽チ英佛兩國ノ交際ニ滯滞ヲ來  
シ佛人ヲシテ益其孤立ヲ感シ愈其鬱悶ヲ増サシムルノ道理  
ナレバ可成慰諭ノ手段ヲ以テ其暴舉ヲ制止セントスル者ナ  
リ歐洲ノ大勢右ノ如クナルガ故ニ其次第ヲ推シテ向來ノ成  
行等詳細ニ報道セバヤト思居リタル所述ニ雜務ノ繁忙ヲ來  
タシ執筆ノ暇ナキニ付夫ハ次便ニ讓ルベシ

○伊太利國王 一昨日伊太利國羅馬駐在俄野公使より我外  
務省に達したる電報に「伊太利王に對し鐵道の途次遊歴ヲ  
企てたる者あり然れ共幸ひお成らざり」とありたるに付電報  
にて委細の同告をなしたるに昨日電報之其意を推ししよし

○英相の  
○英相の  
○英相の

ふ右の  
を頼むる  
○府知事  
は昨日よ  
○校長代  
はれたる  
務と代理  
○學事巡  
出發した  
縣へ赴く  
○海軍官  
本職軍事  
日會計局  
○定廢王  
して英國  
勳仰付ら  
第一軍  
第二軍  
第三軍  
第四軍  
○武官上  
る十六日  
○御用召  
長其他一  
○判事年  
判事宮城  
渡された  
○事務引  
○前夕顔  
へ赴きし  
の華族梅  
よし

○實會  
佐藤善親  
百松樓に  
爲り實會  
○英相の

○生徒檢  
關迪敷氏  
醫正菊池  
○御用召  
る十六日  
○御用召  
長其他一  
○判事年  
判事宮城  
渡された  
○事務引  
○前夕顔  
へ赴きし  
の華族梅  
よし